

第7期計画の方向性について

制度改正の動向

○H26年における法改正（介護保険制度の持続可能性の確保）

- ・H27～H29年（第6期計画）でそれぞれの市町村において2025年（H37年）に向けた新しい介護保険制度の仕組みづくりを順次推進

- ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業（いわゆる「総合事業」）への移行
 - ・在宅医療・介護連携の推進
 - ・認知症施策の推進
 - ・生活支援体制整備事業の推進
- など

- ・その他に「居宅介護支援事業所」の市町村への移管などH30年に施行 など

○H29年における法改正（地域包括ケアシステムの深化・推進）

- ・H30～H32年（第7期計画）で第6期に整備した新しい介護保険制度の仕組みを本格稼働するとともに、それぞれの施策の深化・推進及び進捗管理の徹底

- ・自立支援・重度化防止に向けた取組推進
 - ・介護保険給付の適正化のための取組推進
 - ・地域包括支援センターの機能強化
- など

- ・その他に「介護医療院の創設（介護療養型医療施設の廃止延長）」 など



これらの2回の制度改正の主な目的は、2025年の団塊の世代の75歳到達以降にさらに進展する超高齢化社会を見据え介護保険制度を持続させるための制度改革

第7期計画の方向性

- 滝川市はH27年から総合事業・認知症施策などの早期実施に取り組んでいるほか、他のH26改正内容についても概ね順調に実施している。



現時点における最優先課題は、

- ・「自立支援・重度化防止等の介護予防の取組」の推進により介護を要する状態とならないようにしていくこと。
- ・増大する介護保険料を抑制し市民の皆さんの負担を軽減していくこと。
- ・「住民主体による地域における支え合いの仕組み」を整備していくこと。